

【足立区障がい福祉センターあり方検討委員会】会議概要

会 議 名	足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（第1回）		
事 務 局	政策経営部 障がい福祉センター見直し担当課長 福祉部 福祉管理課		
開催年月日	平成30年10月24日（水）		
開催時間	午前10時00分から12時00分		
開催場所	足立区役所 12階 1204会議室		
出席委員	石渡 和実 委員	太田 正明 委員	岡本 正久 委員
	小澤 温 委員	酒井 紀幸 委員	酒井 康年 委員
	西 美友加 委員		
欠席委員	な し		
会議次第	委嘱状交付 委員長・副委員長選出 諮問書交付 議題： 1 本虐待事案の概要と検証 2 生活体験係および障がい福祉センターの課題整理 3 その他		
資 料	資料1 足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例 資料2 足立区障がい福祉センターあり方検討委員会 構成員名簿 資料3 足立区障がい福祉センター見直し庁内検討委員会 構成員名簿 資料4 検討の進め方について（案） 資料5 障がい者に対する心理的虐待の疑いに関する法的調査報告書 資料6 障がい者に対する心理的虐待の疑いに関する法的調査の概要 資料7 今回の心理的虐待案件に関する経緯 資料8 虐待通報以降の障がい福祉センターにおける対応 資料9 法的調査報告書で提言された是正措置とその対応 参考資料 平成30年8月31日 報道提供資料（抜粋）		
そ の 他	資料5から9及び参考資料は委員のみ配布（非公開）		

○事務局 おはようございます。定刻でございますので、ただいまより第1回足立区障がい福祉センターあり方検討委員会を始めさせていただきます。

私、事務局を担当いたします障がい福祉センター見直し担当の杉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

各委員におかれましては、ご多用のところ、委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。第1回目でございますので、僭越でございますけれども、私のほうから各委員、ご紹介をさせていただきます。

資料の確認は後ほどさせていただきますが、お手元の資料を1枚おめくりいただきますと、資料2構成員名簿がございますので、それに基づいて確認をさせていただきます。

東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授の石渡委員でございます。

○石渡委員 石渡です。よろしくお願いいたします。

○事務局 東京都立南花畑学園特別支援学校（仮称）開設準備室校長、太田委員でございます。

○太田委員 太田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 社会福祉法人あだちの里常務理事、岡本委員でございます。

○岡本委員 岡本です。よろしくお願いいたします。

○事務局 筑波大学大学院人間総合科学研究科・生涯発達専攻教授、小澤委員でございます。

○小澤委員 小澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局 社会福祉法人あいのわ福祉会、足立あかしあ園施設長、酒井委員でございます。

○酒井(紀)委員 酒井です。よろしくお願いいたします。

ます。

○事務局 社会福祉法人からしだね、うめだ・あけぼの学園副園長、酒井委員でございます。

○酒井(康)委員 酒井です。よろしくお願いいたします。

○事務局 弁護士法人西国際法律事務所代表弁護士、西委員でございます。

○西委員 西と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、区側の出席、ご紹介させていただきます。

副区長の長谷川でございます。

○副区長 よろしくお願ひします。

○事務局 地域のちから推進部長、総合事業調整担当部長兼務でございます、秋生でございます。

○地域のちから推進部長兼総合事業調整担当部長 秋生です。よろしくお願いいたします。

○事務局 政策経営部政策経営課長、絵野沢でございます。

○政策経営部政策経営課長 よろしくお願ひします。

○事務局 同じく政策経営担当係長、小村でございます。

○政策経営部政策経営担当係長 よろしくお願ひします。

○事務局 福祉部長、中村でございます。

○福祉部長 中村です。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 同じく福祉管理課長、秋山でございます。

○福祉部福祉管理課長 秋山でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 同じく障がい福祉課長、山崎でございます。

○福祉部障がい福祉課長 山崎です。よろしく

お願いします。

○事務局 障がい援護担当課長、後藤でございます。

○福祉部障がい援護担当課長 後藤です。よろしくお願いします。

○事務局 障がい福祉センター所長、宮田でございます。

○福祉部障がい福祉センター所長 宮田です。よろしくお願いします。

○事務局 私と事務局を担当いたします、福祉管理課調整担当係長の二見でございます。

○事務局 二見です。よろしくお願いします。

○事務局 続きまして、委嘱状の交付をさせていただきます。

委嘱状は長谷川副区長より、太田委員から交付をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副区長 委嘱状、太田正明様、足立区障がい福祉センターあり方検討委員会委員を委嘱します。平成30年10月24日、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いします。

委嘱状、西美友加様、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いします。

委嘱状、石渡和実様、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いします。

委嘱状、小澤温様、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いします。

委嘱状、岡本正久様、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いいたします。

委嘱状、酒井紀幸様、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いいたします。

委嘱状、酒井康年様、足立区長、近藤弥生。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと存じます。

条例上は互選でございますけれども、委員の

皆様方からお話がないようでしたら、事務局のほうからご提案させていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局提案としまして、委員長に小澤委員、それから副委員長に石渡委員のほうにお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、選出されました委員長、副委員長から一言ずつご挨拶を頂戴したいと存じます。小澤委員長からお願いいたします。

○小澤委員長 改めまして、ただいま委員長に選出されました筑波大学の小澤と申します。

特に、この委員会、本来6月に起きた事案でございますけれども、それを含めて、今後の足立区の障がい福祉センターのあり方を検討すると、そういう非常に大きな責任を担う委員会でございますので、私としても本当に至らないところが多々あると思いますけれども、委員の皆様のご協力を得ながら進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 石渡副委員長お願いします。

○石渡副委員長 今、副委員長ということでお引き受けいたします、東洋英和女学院大学の石渡と申します。

私は、足立区のあしすとは、本当にあしすとができたころに、今いらっしゃる杉岡課長さんなんか本当にいろいろな刺激をいただきながら、いろいろな意味ですごく当時者本位の支援をしているところということで、学ぶことが多かったんですけれども、それだけに今回のことは、私にとってもショックでした。でも、こういうことを本当の意味で足立区の障がい者支援とか、あしすとのあり方というところを考えるきっかけにできたと思いますので、またどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

それでは続きまして、諮問書の交付をさせていただきたいと存じます。

諮問書のほうは、小澤委員長に長谷川副区長から渡させていただきます。

○副区長 諮問書。足立区障がい福祉センターあり方検討委員会条例第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問いたします。

諮問事項（１）障がい福祉センター職員による虐待の再発防止及び障がい福祉センター事業の改善に関すること。（２）障がい福祉センターの公的役割及び公正かつ公平な専門機関としてのあり方に関すること。（３）区の現状に即した、障がい福祉に係る組織及び事業に関すること。

以上です。よろしくお願いいたします。

○事務局 では次に、長谷川副区長からご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○副区長 本日は、本当にお忙しい中、委員の皆様におかれましては、お集まりいただきましてありがとうございます。

本当に残念なことなんですけれども、今、石渡副委員長がおっしゃったように、これをきっかけに足立区の障がい福祉センター、さらには障がい福祉施策全体の見直しになればというふうに思っています。

まずは、今回、足立区障がい福祉センターにおいて生活体験系の職員による実習生、利用者に対する心理的な虐待が調査によって明らかになったということについては、被害者及び家族の皆様に深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

実は、私も課長のときに障がい福祉に5年ほど関わらせていただきました。当時は、東西に障がい福祉センターがありまして、当時、保護者の皆様、親の会、父母の会の皆さんと卒後

対策ということで、さまざまな作業所を一緒につくって、一緒にやってきたという思いがある中で、今回のようなことが起こったということは、本当に残念で悔しくてなりません。

23区で一番障がいをお持ちの方が多い足立区、だからこそ障がいをお持ちのご本人、それからご家族と一緒に障がい施策を実施してきたというふうな自負はあったんですけども、それが今回の件で根底から崩れたということについては、本当に悔しくて残念でなりません。改めて、さっき石渡副委員長からお話しありましたように、今回のことをきっかけに、再度足立区の障がい福祉センター、それから障がい福祉施策の再構築を行いたいというふうな思いでおります。

今回、本来だったら区長がお邪魔してお話をさせていただくんですけども、区長もこの件については大変重く受けとめておりまして、9月20日の第3回区議会定例会の冒頭で、この件について触れております。

特に、調査について3点の是正指摘を受けたということで発言しておりますので、そこについてお知らせをさせていただきたいと思います。

調査報告では、以下3点については是正措置のご指摘をいただきました。

第1に、組織における縦横ラインの強化、第2に、利用者、家族からの意見・問い合わせ対応の透明化・客観化、第3に、障がい福祉に対する専門性及び人権意識の向上です。

これらは、いずれも組織運営や職員育成におけるごく基本的事項であり、これをなおざりにしてきた現状への深い反省と根本からの改革の必要性を強く認識しておりますということで、区議会本会議において区長も、区民の皆さん、議会の皆様にこのような発言をさせていただいております。

根本からの改革の必要性ということで、本当に皆さんには多大なご負担をおかけして、なおかつ時間的な制約もある中で、本当にいろいろご尽力をいただきますけども、改めて足立区の障がいセンター、それから障がい施策の抜本的な見直しにぜひお力をかしていただきたいと思います。

本当に時間のない中でございますけども、ぜひよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。それでは、この後、副区長のほうは公務が続きますので、申しわけございませんが、退席させていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

この後の議事進行は、小澤委員長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小澤委員長 そうしましたら、本日の足立区障がい福祉センターあり方検討委員会（第1回）ということで、以下、議事の進行を私のほうで進めさせていただきたいと思います。

皆様のお手元に議事次第というのがあるかと思いますが。議事次第の議題というところから議事を始めさせていただきたいのですが、その前に、配付資料の確認ということで、事務局のほうから、まずは確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局 本日の会議で使用する資料につきましては、お手元のバインダーに全て挟ませていただいておりますが、過不足があるかないかどうか、ご確認をお願いしたいと思います。

まず、1枚めくっていただきますと、資料1ということで、足立区障がい福祉センターあり方検討委員会設置条例、本委員会の設置根拠になっております条例です。

次のページが資料2、足立区障がい福祉セン

ターあり方検討委員会構成員名簿、そしてその次が資料3、足立区障がい福祉センター見直し庁内検討委員会、こちらはこのあり方検討委員会にあわせて、本日出席しております庁内のメンバーで、検討委員会で検討いただいたものを区の中でしっかりと推進していくための組織ということで立ち上げており、その構成員の名簿となっております。

資料4が検討の進め方について（案）ということで、年度内に5回の検討委員会を予定しております。その中で次回以降、どのような議論をしていくかということで、お示しをさせていただいているものです。

資料4までが、傍聴の方にもお配りしておりますが、資料5以降は、委員の方のみの配付となっております。

資料5が障がい者に対する心理的虐待の疑いに関する法的調査報告書、こちらが8ページまでございます。

資料6は、その法的調査報告の概要ということで、それを4ページに概要版としてまとめたものでございます。

資料7が、今回の心理的虐待に関する経緯ということで、こちらも委員のみの配付の1枚のものです。

資料8は、虐待通報以降の障がい福祉センターにおける対応ということで、こちらが2枚ついております。

資料9は、A3のものを折り込んでございますけれども、法的調査報告書で提言された是正措置とその対応ということです。

最後に、参考資料ということで、平成30年8月31日に報道機関に提供した資料の中から一部抜粋でつけさせております。

配付させていただきました資料は以上でございます。

○小澤委員長 よろしいでしょうか。ただいま配付資料の確認ということで、事務局のから資料の確認を行っていただきましたけれども、よろしいでしょうか。

そうしましたら、この後の議事の進行の中で検討しなければいけないこともたくさんあるんですけれども、この検討委員会、設置条例上は公開という扱いになっております。ただ委員長の判断で非公開とすることもできるという規定がございまして、それに関しましては事務局のほうで、まずは確認をしていただきたいんですが。

○事務局 先ほどお配りした資料1に、本委員会の設置条例がありますが、第8条で会議の公開ということで、「検討委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないと認めたときは、非公開とすることができる」という規定になっております。

○小澤委員長 ただいま事務局のほうで確認をしていただきまして、条例第8条というところに、委員長の判断で非公開にすることもできるという規定がございます。

実は、この委員会の検討すべき事項の中に、今年6月に生じた案件の検証というようなことも入っておりますので、非常にその資料が内容的には虐待者、被虐待者が特定されかねない内容を含んでおりまして、非常に詳細の公開になってきますと、そういった方々も含めて、二次的な被害が発生する可能性も予想されることがありますので、委員長の判断ということにはなっておりますけれども、これ以降、本案件の内容に関する審議がありますので、こちらとしては非公開というふうに考えております。

本日、傍聴に来ていただいた方々にも、大変申しわけなく思っているんですけれども、内容がそういったことを含んでおりますので、一応

非公開というふうに判断させていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。一応委員長の判断でということにはなっていますが、特に委員の皆さんからご異議がなければ、そのような対応させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしましたら、一応傍聴の方には大変申しわけないんですが、ここまでの傍聴ということにさせていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

(以下、非公開)

非公開部分の議事内容

○第三者による法的調査報告書に関する概要報告と主な質疑

- ・ 報告書の公開について
- ・ 個別支援計画とケース記録の作成状況について
- ・ 虐待防止マニュアル・手順書について
- ・ 第三者評価の受審、指導検査の実施状況について

○虐待通報受理以降の障がい福祉センターでの取り組み状況について

○今後検討すべき課題について

○今後の日程

第2回：11月13日（火）午後

第3回：12月26日（水）午前

以 上